

については、その整理・統合を進めていくとともに、新たに整備するものについては、将来性を考慮して施設の規模及び内容について水準の高いものに転換するとの考え方から、臨港地及び温泉地保養所を20カ所程度、健康増進機能を併せ持つ健康センター的な保養施設を全国に8カ所程度とすることとされていたが、平成13年10月末現在、保養所が24カ所、福祉センターが4カ所、合計28カ所配置されているところである。

今回の見直しにおいては、28施設の利用状況、収支状況等を総合的に比較判断し、前回の見直しと同様、利用率が低く保養所の使命が終わったもの等について、次の方針により整理・統合を進めていくとともに存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、施設整備にあたっては、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

ア 平成13年度から16年度において、保養所または福祉センターを半程度廃止し、残りの施設を全国7地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中・四国、九州）に各2カ所程度ずつ配置して効率的に運営する。

イ 各施設の過去の利用状況、収支状況等を基に施設毎の経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案して、(ア) 早急に廃止すべき施設、(イ) 経過観察施設、(ウ) 存続施設、に分類する。

ウ 施設の廃止は段階的に実施することとし、平成13年度から15年度においては、早急に廃止すべき施設について実行するものとする。

エ 経過観察施設については、経営改善計画期間（平成14～15年度）において、施設の経営受託者に対し更なる改善努力を促し、この期間における経営改善状況等を判断して、平成16年度早々に最終的な存続、廃止施設を決定し、実行する。

なお、具体的な実施に当たっては、

(ア) 関係者と十分調整を行うこと。

(イ) 施設の整理・統合に伴い保養所等が無くなる地域についての補完的、経過的措置として、契約保養施設利用補助事業を継続実施するとともに、経営受託団体のホームページに契約保養施設一覧を掲載するなど船員被保険者等に対する積極的な周知・広報を実施すること。

(ウ) 保養所等の整理・統合に伴う財源を含めた施設整備費の見通しを勘案すること。

などに留意し、別途計画を策定して実施するものとする。

②海外保養所

海外保養所については、前回の見直しにおいてウェリントン保養所を廃止し、平成7年度よりホノルル保養所を開設（借り上げ）しているところであり、開設以来毎年80～90%台の利用状況であるが、元々委託費を前提とした経営であり、毎年7千万円程度の持ち出しとなっている。経営委託費については、その予算の確保が非常に困難な状況になっていること及び、国内保養所の大幅な整理・統合を行わざるを得ない事態であること等を考慮し、引き続き経営改善等を実施するとともに、早期に廃止する方向で検討する。

(2) 医療施設

医療施設の今後の実施方針については、基本的に船員保険制度本体のあり方と併せて判断することとし、当面は、以下の課題について早急に検討を進めていくこととする。

①老朽化し建替が必要となっている横浜病院、大阪病院について

- ア 建替財源捻出の可能性
- イ 他制度病院との統合
- ウ 他制度への有償移管

②診療所、健康管理センターについて

- ア 診療所（現在は外来診療と健診を実施）の健康管理センターへの機能変更
- イ 健康管理センターと病院との経営一体化（付属機関化）

③全ての医療施設の更なる経営改善等

船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について

船員保険の福祉施設については、平成13年12月11日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において、平成14年度から平成16年度までの期間における福祉施設事業の合理化措置に関する基本的な方向性を示した「船員保険福祉施設の見直し案」が了承されたところである。

このうち、国内保養所及び福祉センターについては、以下により見直しを実施し、船員保険福祉施設の合理化措置を行うこととする。

1 見直しの進め方

(1) 第1段階<平成14年度>

各施設の利用状況、収支状況等を基に経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案し、各施設を次のとおり分類する。

- ① 早急に廃止すべき施設
- ② 経過観察施設
- ③ 存続施設

(2) 第2段階<平成14年度～17年度>

前記①「早急に廃止すべき施設」については、計画的に廃止する。

(3) 第3段階<平成16年度、平成17年度>

(1)②「経過観察施設」については、経営改善計画期間（平成14年度～平成15年度）の経営改善状況等を判断し、最終的に平成13年度末現在の施設数の半分程度となるよう、存続施設を決定する。

なお、廃止施設は平成16年度末及び平成17年度末にかけて計画的に廃止する。

- (4) この限りで、平成13年12月11日了承の「船員保険福祉施設の見直し案」を修正する。

2 具体的な施設分類

(1) 分類方法

各施設毎に次の事項を指標として、総合的な評価を行う。

① 宿泊利用状況

- ア 過去5年間の宿泊利用率
- イ 過去5年間の船保利用割合
- ウ 利用率の改善状況

② 収支状況

- ア 過去5年間の収支率
- イ 過去5年間の収支累積額
- ウ 収支率の改善状況

③ 施設建物

- ア 老朽化度
- イ 施設の特色（温泉等）

④ その他

- ア 宿泊以外の利用状況
- イ 観光資源の有無
- ウ 代替施設の有無

(2) 前記(1)を総合的に勘案し、以下のとおり分類する。

① 早急に廃止すべき施設

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、白浜、坂出、室戸

② 経過観察施設

八戸、大洗、銚子、鳥羽、俵山、内子、指宿、

北海道センター、長野センター、総合福祉センター、福岡センター

③ 存続施設

稚内、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、焼津、鳥取、日南

3 廃止計画

- (1) 前記2により「早急に廃止すべき施設」に分類された施設については、次により計画的に廃止することとする。

【14年度末】

白浜、室戸

【15年度末、16年度末、17年度末】

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、坂出

※平成15年度末は2ヶ所、平成16年度末は2ヶ所、平成17年度末は2ヶ所とし、廃止順は、船員保険会と調整のうえ、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

- (2) なお、廃止に当たっては、関係者と十分に調整を図ることとし、代替施設の確保など被保険者等の福祉の増進には十分配慮することとする。

4 今後の取り扱い

前記2により「経過観察施設」とされた施設については、平成14年度及び平成15年度の経営状況等を踏まえ、前記2の手法と同様に存続か廃止の分類を行い、船員保険福祉施設問題懇談会において協議の上、廃止施設については、平成16年度末から平成17年度末にかけて計画的に廃止する。

また、存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

今後とも、施設整備のあり方については「船員保険福祉施設のあり方について」（平成3年3月1日）の報告書の趣旨及び財政状況等を総合的に勘案のうえ、最終的に存続すると考えられる施設について、水準の高いものに転換するなど重点的な整備を図ることとし、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

なお、本計画については、計画実行中であっても、船員保険を取り巻く環境の変化などにより、見直しの必要が生じた場合には、所要の措置を講ずるものである。

○ 特別会計改革における議論及び国が保有する公的宿泊施設の在り方に関する議論等

【民間と競合する公的施設の改革】

「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）において、国又は特殊法人等の設置する公的施設（会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設など）については、

- ① 不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築の禁止
- ② 個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

ことが決定されている。

【財政制度等審議会】

特別会計の見直しの一環として、「特別会計の見直しについて－基本的な考え方と具体的方策－」（平成15年11月26日）において、「船員保険特別会計における保養施設等については、これまでも順次廃止等の措置を進めてきているが、今後も、経営改善状況を踏まえつつ、更なる整理・統合を進めていくべきである。」との方向性がしめされた。

【経済財政諮問会議】

平成16年9月7日に開催された経済財政諮問会議において、民間議員から船員保険特別会計の民営化や統合、特別会計が保有する福祉施設の原則廃止などの特別会計改革に向けた指針案が示された。

【規制改革・民間開放推進会議】

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日）において、公的施設等の整備・管理・運営の「具体的施策」として、船員保険保養所については、当面更なる整理合理化を図り、平成18年度以降についても、関係者間の議論を

踏まえ、合理化計画を策定すべき等とされた。

更に、『規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」に関する対処方針について』（平成16年12月28日閣議決定）において、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日）の「具体的施策」を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むこと等とされた。

【他制度における福祉施設等の見直し】

《厚生年金保険、国民年金、政府管掌健康保険》

- ・ 年金福祉施設等（社会保険病院を除く）については、年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等に鑑み、福祉施設の整備及び委託費には新たな保険料財源を投入しないとともに、地域医療への影響等にも配慮しつつ、5年以内に整理合理化を進めるため、平成17年10月1日に「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を設立し、現在、同機構において、譲渡が行われている。
- ・ 社会保険病院については、「医療保険制度の運営の効率化（平成14年12月25日厚生労働省）」の「社会保険病院の在り方の見直しについて」において、平成18年度に整理合理化計画をとりまとめることとされている。

《雇用保険》

- ・ 勤労者福祉施設については、各種の施設の整備が進んできている中、勤労者福祉施設として整備し、維持することの意義が低下してきていたこと等から、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日 閣議決定）」を踏まえ、譲渡・廃止を行うこととされ、平成17年度までに2,070施設全ての譲渡・廃止を終了している。

《労災保険》

- ・ 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日 閣議決定）」を踏まえ、労災病院が労働政策として期待される役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るため、平成16年3月30日に「労災保険病院の再編計画」を策定されている。（37病院 → 30病院）

独立行政法人への出資対象施設について

(平成16年4月1日現在)

区 分	制 度	施 設 類 型	施設数	出資対象	出資対象外
年 金 福 祉 施 設	厚生年金保険	厚生年金病院	10	○	
		厚生年金保養ホーム	4	○	
		厚生年金会館	21	○	
		厚生年金老人ホーム	32	○	
		厚生年金健康福祉センター(サンピア)	25	○	
		厚生年金総合老人ホーム(休暇センター)	17	○	
		厚生年金終身利用老人ホーム(サンテール)	1	○	
		厚生年金スポーツセンター	4	○	
	国 民 年 金	国民年金健康保養センター	47	○	
		国民年金健康センター	8	○	
		国民年金会館	2	○	
		国民年金総合健康センター	2	○	
	制 度 共 通	社会保険センター	48	○	
社会保険健康センター		44	○	計265施設	
政 府 管 掌 保 健 福 祉 施 設	政 府 管 掌 健 康 保 険	社会保険病院	53		○
		社会保険診療所	7	○	
		社会保険健康管理センター	15	○	
		保健福祉センター(ヘルシーパル)	13	○	
		健康づくりセンター	6	○	
		保養所、健康増進所(ホールサムイン)	22	○	計116施設
施 設 数 合 計			381	328	53

(注1) 法人設立後、譲渡が適切とされた社会保険病院については追加出資を検討。

(注2) 社会保険庁所管の施設は、上記の外に、船員保険の福祉施設(病院等8施設、宿泊施設23施設)がある。

船員保険福祉施設問題懇談会（12/17）における主な意見等について

平成16年12月17日に行われた「船員保険福祉施設問題懇談会」において、出席委員から船員保険の福祉施設事業のあり方に関して以下のような意見等が出された。

[福祉施設事業のあり方について]

- 過去、民間の福祉施設が整備されていなかったときは、自らが保険料で施設を建設する形で福祉施設事業を行ってきたが、現在、民間の施設が整備されてきた状況にあり、被保険者数が減少するなか、自らが施設を維持していく必要があるのか。民間の施設を利用した場合に、宿泊費の一部を補助するなど、他のやり方での福祉事業も考えられるのではないか。

【船舶所有者代表】

- 保険料で施設を建設する現在の福祉施設の形態は、福祉を維持するために過去は意味があった。しかし、日本の社会が変わり、ニーズが変わってきた。その端的な現れが利用者の低下である。これまで行ってきたことを否定するわけではないが、時代の変化、ニーズの変化に伴い福祉の見直しが必要になっている。

【船舶所有者代表】

- 営利を目的としない福祉施設の運営は、その充実を追求すればするほど収支バランスは崩れる。営業努力により収支バランス改善の努力を求められても、一方では民業圧迫とならないことが制約としてあり、積極的な営業活動が展開できず改善努力に限度がある。本件を施設の収支状況だけとらえて判断すべきではなく、船員福祉というものをどうとらえ、どう考えるのかという問題であり、これまでも財政収支を念頭に置きつつ労使間あるいは社会保険庁との間で、どう取り組むべきかということでこれまで検討を重ねてきている。他方、陸上の年金の福祉施設等について、過度に設置してきた結果、その維持管理に要する年金の財源問題などから全体の福祉施設の見直し、廃止という大きなうねりとなり、陸上の年金の福祉施設等とは異なる内容にもかかわらず船員保険の福祉施設についてもその中に巻き込まれ、全体で押し流されている状況にある。こういった大きなうねりの中にあっても、船員保険福祉施設をどう取り組むべきかよく議論していただきたい。

【被保険者代表】

- 廃止される施設については、代替施設と従業員の雇用の問題について、後々おかしなことにならないように十分な対応を取ってほしい。

【被保険者代表】

(社会保険庁からの意見等)

- 年金制度改正の議論の中で年金の福祉施設が批判を受け、それが全体の議論を引っ張っていることは事実であるが、それとは別に、国が施設の設置・運営を行うことについての是非が問われているのが昨今の状況である。

船員保険の福祉施設を議論する際には、事業主と船員の話し合いの中で形づけられてきた経緯的な特殊事情と、国がやることが適切ではないという議論とは、本来区別して考えるべきではないかと思う。

[船員保険における医療施設の見直しについて]

○ 船員保険の病院などの医療施設については、平成13年の「船員保険福祉施設問題懇談会」以来議論がされていない。政管健保と比較すると被保険者数に対して、各種施設の数が多く、また利用状況の資料を見ると病院等の医療施設における船員の利用率は極めて低い状況にあり、こういった利用状況で引き続き船員保険において病院等の医療施設を維持していく必要があるのかなど、医療施設のあり方についても議論をしていただきたい。 【船舶所有者代表】

○ 厚生労働省において最近健康増進法が制定されており、今後予防医療というものに重点が置かれていくことになる。そういう意味でも健康管理センターは今後も必要ではないか。 【被保険者代表】

(社会保険庁からの意見等)

○ 政府管掌健康保険の健康管理センターや診療所については、生活習慣病の予防という観点から、その必要性があるということについては異論がないところ。ただし、それを保険料、つまり国で行うことは適切ではないとの議論になっている。したがって、健康管理センター等がその機能を維持した形での売却を考えていくように求められており、健康管理センター等の重要性が後退することが無いように今後の取扱いを考えていくことが必要となる。

「船員保険福祉施設問題懇談会(平成17年8月9日開催)」における主な意見等

- 船員保険の福祉施設に係る平成18年度の予算要求を行うに当たり、先の年金福祉施設の国会における議論の中で、箱物を作っている事業を国が直接実施するという点についての問題点、或いは今までやってきたこと自身が適切であるかについて問われたことにより、今後の問題として、船員保険の福祉施設については今後どのようにしていったらいいのかということをお考えいただきたいということで、平成18年度要求に当たり、施設整備関係予算及び保養所等経営委託費関係予算を要求しないとした場合についてご議論いただいた。

- 結果、平成18年度における施設関係の予算要求については、保険料収入と福祉事業全体に係る費用との収支バランスを考慮し、積立金を取り崩さない範囲で
 - ① 必要最小限の整備に要する経費
 - ② 保養所等経営委託費を引き続き要求することとした。

- なお、船舶所有者側及び被保険者側からの主な意見は以下のとおりである。

(船舶所有者側)

- ・ 労使が3～4年間かけて14施設まで整理合理化し、適正な福祉施設になろうとしている。それに対し、積立金を取り崩してまでとは言わないが、施設として維持してこれからもやって行くというのであれば、これまでと同様に整備費も委託費も出せる範囲で計上すべき。
- ・ 船員の福祉のために拠出されているお金が、こういった箱物に使われること自身、本当に理にかなったものなのかどうか、特に福祉センターの被保険者の利用率を見ると、そういった疑問を無くすわけにはいかない。もっと違う有効な福祉関係支出があり得ないのか。
- ・ 唐突な形の0要求はやるべきではない。もし保険料を安くしていただけるのであれば、ある意味それはそれでやりようがある

が。経営委託費等は前年度の予算規模から考えて、満額計上すべき。また整備費については、箱物だから単に悪いというふうには思わない。有効と見込めるものにはお金を投入すべき。

- ・ 既存のものを手直ししていくというのは当然箱物を作った責任者、かつ委託している責任者としてはきちんと整備をしていかなければいけない。我々の船主サイドと組合サイドでは福祉施設についての考えが若干違うところがあったのかもしれないが、現実には一定の折り合いをつけている。収支の損なわない範囲で是非ともこれはやっていただきたい。
- ・ 福祉レベルを切り下げるものではなく、使い方を考える余地があるのではないかということに関しては、賛成であるが、一方で被保険者側が言うように、箱物が悪いからすぐ手を下ろしてしまうと何もない真空地帯ができてしまう。全体の福祉レベルを守るための方策というものを考えていく必要がある。

(被保険者側)

- ・ 雇用主が船員の福祉事業に充ててほしいということで拠出しているのだから、そのお金が有効に活用されている部分については、合理的に有効に活用してほしい。
- ・ 施設整備関係経費で実質的には0、また、委託費関係経費についても国内保養所分については0と、金額がどの程度がいいのかというのは判断のしようがあるが、予算の計上が0という考え方はもう一度考え直していただきたい。
- ・ 従来どおり経営委託費を是非とも船員関係の利用者が増えるような、船員関係者の利用した場合の補助ということだと思ふので、船員並びに海事関係者の利用しやすいような制度として委託費は是非残していただきたい。
- ・ 船員の福祉というものを一体どう考えるのか、根本的な部分から問題提起をしていかざるを得ない。今まで船員保険の取り巻く状況が厳しいという話もあり、船員の福祉の切り捨てにならないように、船員の福祉を守っていくという立場で施設の半減をやむを得ないという判断をして現在に至っている。福祉というのはいく何かと、営利を追求するわけではないのである。経費がかかるのは当たり前である。ただ、大きな赤字にならないような努力はしなさいということをやってきている。それを全く切り捨ててしまうことに繋がるような提案には合意できない。
- ・ 船員保険制度そのものがどういうふうにあるべきかという議論がされており、一方で国際条約の関係から船員の福祉関係は義務づけられている側面もある。施設があるという状況で予算を0にしてしまうということは時期尚早である。

「船員保険制度の在り方に関する検討会」における福祉施設関係の意見等（抜粋）

○（被保険者側）

- ・ 船員の皆さんから見てニーズにこたえきれぬ事業になっているのか。一般だけではなくて、船員の方に利用されているのかといったような実効性、そのことが今後の単なる財政の問題ではなくて、事業としてどういうものが望ましいのだろうかという方向を示唆するものとなる。
- ・ 今後を考えていく場合に、施設によって性格が違う。病院のように、船員独自の利用率は少ないかもしれないが、地域で果たしている役割などがあるのかなのかといったような、総合的な評価が多分要るはずである。
- ・ 無線医療センターは、医者が乗っていないという前提で病気なりけがなりしたときに、陸上のドクターに医療行為、応急処置等について指導を仰ぐというようなことで、船員独特のものである。
- ・ 福祉事業の取り扱いについてはこの検討会で実はほとんど深い論議がされていないが、（とりまとめ（案）には）福祉事業については真に必要な事業を精査して実施することが求められているので、真に必要と認められる施設以外については、陸上の現行制度の廃止・民営化を踏まえて廃止をなささいよというふうに書いてあると理解している。

○（船舶所有者（事業主）側）

- ・ 積立金の不足という問題が出てきているが、船員保険は相当価値のある保養所や病院を持っているので、こういったものも一般陸上保険に持って入っていけば、積立金の一部に充当できるのではないのかといったような検討もしていただきたい。
- ・ 地域において非常に重要な施設であるならば、船員保険でファイナンスされるものでなくて、ファイナンスの方法を変えていくという形の存続の仕方もあり得る。
収支の状況を見定めて、今後の船員保険特会にとって、負担とならない施設は残してもいいとは思いますが、負担となっていくものはやはり廃止の対象としていくのが本筋。

船員保険の関係者の方々が特に使っている焼津だとかそういうような施設は残すというところまで、すべて否定するつもりはないが、原則がまず何かということは確認しておくべき。

- ・ 傘下の組合から施設部門に入っている委員もいるが、やはり社会の風潮として、どこから財源を生み出していくかというのを振り返ったときに、最初に切っていくのがこういう部門ではなかろうかということで、我々船主側は一応最初からそういうつもりでやってきたが、なかなかこれは俎上に上がってこない。

福祉事業についても、ダイナミックにやったらこういう財源がこんなに生まれるんだとか、その辺の議論もどこかで進めてもらいたい。

船員保険

委託先 (財)船員保険会

(1)病院

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	東京	せんぼ東京高輪病院	港区高輪3-10-11	
2	神奈川	横浜船員保険病院	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	
3	大阪	大阪船員保険病院	大阪市港区築港1-8-30	

(2)診療所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	室蘭船員保険診療所	室蘭市海岸町1-103	
2	東京	芝浦船員保険診療所	港区芝浦1-11-18	

(3)健康管理センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	神奈川	船員保険健康管理センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-2	
2	大阪	船員保険大阪健康管理センター	大阪市港区築港1-8-22	
3	福岡	船員保険福岡健康管理センター	福岡市東区原田3-4-10	

(4)福祉センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	北海道船員保険健康福祉センター	小樽市朝里川温泉1-112-1	
2	長野	長野船員保険健康福祉センター	諏訪郡富士見町立沢1-1182	
3	兵庫	船員保険総合福祉センター	神戸市北区山田町原野	
4	福岡	福岡船員保険健康福祉センター	久留米市山本町耳納1-1	

(5)保養所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	稚内船員保険保養所	稚内市富士見4-1837-1	
2	宮城	気仙沼船員保険保養所	気仙沼市南郷30-2	
3	"	鳴子船員保険保養所	大崎市鳴子温泉字星沼18-2	
4	神奈川	三崎船員保険保養所	三浦市三崎5-3806	
5	"	箱根船員保険保養所	足柄下郡箱根町大平台442-1	
6	静岡	焼津船員保険保養所	焼津市本町1-6-3	
7	鳥取	鳥取船員保険保養所	境港市上道町2053-6	
8	山口	俵山船員保険保養所	長門市俵山湯ノ沖5061	
9	愛媛	内子船員保険保養所	喜多郡内子町内子3682	
10	鹿児島	指宿船員保険保養所	指宿市湯の浜5-21-14	
	ハワイ	船員保険海外保養所	ホノルル市アラモアナ大通り17	平成18年6月廃止予定